

平成23年9月30日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第27回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
審議事項	
1. 船員に関する特定最低賃金の改正について	1
報告事項	
1. 平成22年度船員需給総合調査結果について	5
審議事項	
2. 船員派遣事業の許可について	9
3. 閉 会	9

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、鎌田委員、石塚委員、今津委員、河野委員、野川委員

労働者代表 高橋委員、立川委員

使用者代表 五十嵐委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

国土交通省

海事人材政策課 河村海事人材政策課長、久米雇用対策室長、林企画調整官

運航労務課 山本運航労務課長

開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第27回船員部会を開催させていただきます。

本日は委員及び臨時委員総員17名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、海事局に人事異動がございましたのでご紹介させていただきます。

河村海事人材政策課長でございます。

【河村海事人材政策課長】 河村です。よろしくお願いいたします。

【林企画調整官】 続いて配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1といたしまして、「船員に関する特定最低賃金(漁業(遠洋まぐろ)最低賃金及び漁業(大型いか釣り)最低賃金)の改正について(案)」参考資料1、参考資料2がそれぞれございます。次に、資料2「平成22年度船員需給総合調査報告書の概要」、次に、資料3「交通政策審議会への諮問について」、資料3-1といたしまして「船員派遣事業の許可について」以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

審議事項1. 船員に関する特定最低賃金の改正について

【落合部会長】 それでは、早速議題に入りまして、本日の議題の1番であります船員に関する特定最低賃金の改正について。これにつきましてご審議をお願いしたいと思いますが、本議題につきましては、漁業(遠洋まぐろ)最低賃金専門部会、漁業(大型いか釣り)最低賃金専門部会というものをそれぞれ設けて審議をしていただいております。

まず、最初にそれぞれの部会における審議の経過につきましてご報告をいただいた上で審議を進めたいと思います。両専門部会長として審議をまとめていただいた石塚委員のほうからよろしくお願いいたします。

【石塚臨時委員】 石塚でございます。

それでは、漁業(遠洋まぐろ)及び(大型いか釣り)最低賃金専門部会についてご報告いたします。

初めに、漁業(遠洋まぐろ)最低賃金専門部会についてご報告します。

専門部会は今月の15日木曜日、及び一昨日の28日水曜日に開催いたしました。15

日は初めに委員の紹介が行われ、その後、専門部会長の選任について諮られ、私が専門部会長に選任されました。

続きまして、海事局から諮問の趣旨説明があった後、関係船員及び関係使用者に対する意見聴取に関する官報公示を行ったものの、いずれからも意見の申し出はなかった旨の報告が行われました。

続いて水産庁から遠洋まぐろはえ縄漁業の状況について、海事局から当該漁業の賃金実態及び労使間協定の状況、陸上労働者に係る最低賃金に関する状況等について、それぞれ資料に基づき説明が行われました。その後、最低賃金額の検討に入り労使双方から意見が述べられました。

労働者側からは、労働条件の改善という観点からも賃金支払い実態と大幅にかけ離れている最低賃金額を賃金実態に近づける努力をしていただきたいとの意見が出されました。一方、使用者側からは、漁業収支が毎年マイナスという経営環境が非常に厳しい中、労使協約額が最低賃金額と同額の串木野地区で新しい協約がアップ300円という金額で合意されたことを評価いただきたいとの意見が出されました。

労使の意見に隔たりがありましたので、私から審議を一時中断して労使で協議していただくことといたしました。

再開後、使用者、労働者側から議論を深める必要があり論議を継続する必要がある、との意見が出されました。15日だけでは結論を出すということが難しいと判断し、28日に再度専門部会を開催し結論を出すことを提案いたしまして、労使の各委員の了承を得られたので、部会を終了いたしました。

28日も15日と同じような意見が労使双方からあった後、この場で合意に至るためには労使間だけの協議が必要との申し出がありましたので、審議を一時中断して労使で協議していただくことといたしました。

再開後、労使双方から、今年度は最低賃金額を300円引き上げることで了承との意見が出されました。労使の意見を踏まえて今年度の最低賃金額については300円の引き上げを提案し、労使双方の各委員の了承をいただきました。したがって、専門部会としては、資料1の記1.のとおり、遠洋まぐろ最低賃金については、最低賃金額19万2,200円を19万2,500円に改定することが適当であるという結論といたしまして、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会は終了いたしました。

続きまして、漁業(大型いか釣り)最低賃金専門部会についてご報告いたします。

専門部会は、遠洋まぐろと同じく15日木曜、及び一昨日の28日水曜日に開催いたしました。15日は、初めに委員の紹介が行われ、その後専門部会長の選任について諮られ、私が専門部会長に選任されました。

続きまして、海事局から諮問の趣旨説明があった後、関係船員及び関係使用者に対する意見聴取に関する官報公示を行ったものの、いずれからも意見の申し出はなかった旨の報告が行われました。

続いて、水産庁から大型いか釣り漁業の状況について、海事局からは当該漁業の賃金実態及び労使間協定の状況、陸上労働者に係る最低賃金に関する状況等について、それぞれ資料に基づき説明が行われました。その後、最低賃金額の検討に入り労使双方から意見が述べられました。使用者側から、今年度は東日本大震災、円高、漁獲量が芳しくないということから据え置きとしてもらいたい、との意見が出されました。労働者側からは、労働条件の改善という観点からも、賃金支払い実態と大幅にかけ離れている最低賃金額を実態賃金に近づける努力をしていただきたい、との意見が出されました。

労使の意見に隔たりがありましたので、私から審議を一時中断して労使で協議していただくことといたしました。

再開後、使用者、労働者側から、お互いの主張の隔たりが大きくなかなか意見の一致をみないということから、時間をいただいて労使で詰め合ってみたい、との意見が出されました。15日だけでは結論を出すということが難しいと判断し、28日に再度専門部会を開催し結論を出すことを提案いたしまして、労使の各委員の了承を得られたので部会を終了いたしました。

28日は、冒頭に労使間の最終調整を行いたいとの申し出がありましたので、審議を一時中断して労使で協議していただくことといたしました。

再開後、使用者側から、東日本大震災の影響で経営も苦しいことから、今年度は最低賃金額を100円引き上げにとどめたいとの意見が出され、労働者側からは異議の意見はありませんでした。

労使の意見を踏まえて、今年度の最低賃金額については100円の引き上げを提案し、労使双方の各委員の了承をいただきました。したがって、専門部会としましては、資料1の記2.のとおり、(大型いか釣り)最低賃金については、最低賃金額、19万6,600円を19万6,700円に改定することが適当である、という結論といたしまして、漁業(大型いか釣り)最低賃金専門部会を終了いたしました。

以上をもちまして、漁業（遠洋まぐろ）及び（大型いか釣り）最低賃金専門部会の経過及びその結果についてのご報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【落合部会長】 ありがとうございます。それではただいまのご報告につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、資料1にありますような内容で決定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは資料1のとおり決定をし、海事分科会長のほうにご報告するという事にいたします。

そうしますと、次の審議事項は2ということに……。はい、どうぞ。

【高橋臨時委員】 今の最低賃金については、そのとおりでお願いをしたいと思います。もう一点ですけれども、国土交通省のほうにお伺いをしたいんですが、よろしいですか。

【落合部会長】 どうぞ。

【高橋臨時委員】 国際労働機関憲章、いわゆるILO憲章といわれる22条に、ILOに対しての最低賃金の報告を求められていると思うのですが、これに基づいて開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約、いわゆる131号条約がありまして、日本としては1971年4月29日に批准をしている。この第1条の第3項にこの条の規定の適用上最低賃金制度の対象とされない賃金労働者の集団をその対象とされない理由を付して報告をしてください、こういうことだと思ふんですが、これについて日本国政府としてどのような報告をされているのか、わかる範疇で教えていただければと思います。

【落合部会長】 それでは、事務局、お願いいたします。

【河村海事人材政策課長】 今のご質問ですけれども、今この漁業という業種、これ自体については最低賃金制度の日本の制度上、これは対象になっていると、こういうことになっておりますが、具体的に関係労使間のコンセンサスが得られていないために最低賃金が設定されていない状況にあるということでございます。もちろん関係労使間での協議が進むよう国からは働きかけをしていくといったスタンスでありますけれども、状況としてはそういうことでございます。

【落合部会長】 高橋委員、よろしいでしょうか。

【高橋臨時委員】 そうしますと、全船員に対して最低賃金が適用されるという理解でよろしいですか。

【河村海事人材政策課長】 制度論になってしまうのですが、最低賃金法が業種としての漁業に適用されているということです。ただ、最低賃金額の設定がされていない部分があると、こういうことだにご理解いただきたいと思います。

【高橋臨時委員】 そうしますと、すべての漁業種に最低賃金制度というのが適用になっているということで、ただその額が決まっていないという理解でよろしいでしょうか。

【河村海事人材政策課長】 さようでございます。

【高橋臨時委員】 そうしますと、今、中央に2業種、地方2業種の漁船部会ですけれども、最低賃金制度ということで、従来から我々も全業種、ないしはここ十数年、近海まぐろ、近海かつお、それから当時の中型いか釣りを含めて、最低賃金制度というものを導入していただきたいということで再三再四お願いをしてきましたし、船員中央労働委員会の時代も、船員部会に入ってからでも、お願いをしてきました。

労使でまず詰めてみなさいということが、当時の流れとしてはあるのですが、労使だけで問題が解決できるような状況にはなっておりません。これは当事者間だけではなかなか話も進展をしないということもあり、船員部会のほうでも国土交通省が中に入って一緒に論議をするということで推移をしてきたわけです。9月5日に導入をする勉強会の事前打ち合わせというのをやりまして、内容的には勉強会とさほど変わらないような内容であったと私は聞いております。そういうことで、一歩なり二歩なり進んだんですが、それ以上なかなか進展をしないということから、今後国交省が入らないとなかなか進展をしないということもありますので、強力にその勉強会なるものをまた立ち上げをするか、労使間の勉強会の中にまた入っていただいて一歩でも二歩でも前進をするような会議をしていただければということです。

これは要請といった形でいいです。

【落合部会長】 それでは、この件について使用者委員のほうから何かありますか。特にないですか。事務局のほうも特にないですか。

【河村海事人材政策課長】 はい。

報告事項1. 平成22年度船員需給総合調査結果について

【落合部会長】 それでは、次の審議事項に入ることですが、2につきましては、

公開で行うと利害関係者等に影響が生ずるおそれがあるということなので、これは非公開でさせていただこうと思っております。したがって、この審議事項の2番につきましては最後に回すことにいたしまして、報告事項の方を先に行おうということで、報告事項1「平成22年度船員需給総合調査結果について」事務局から説明をお願いいたします。

【久米雇用対策室長】 それでは、平成22年度船員需給総合調査の説明をさせていただきます。

報告書の概要ということで、少々分厚いですが、ご覧いただきたいと思えます。

本調査は、海上労働における船員の需給状況を把握することにより、船員の職業安定対策等の船員行政に資することを目的に、毎年10月1日現在で実施しているものです。調査内容は、外航、内航、旅客船、漁業の各部門別の船員数、採用状況、退職状況、そして年齢構成を労務団体別及び漁業別に調べたものでございます。

なお、本調査の報告書の数値は、報告された調査票に基づき集計したものであり、回収率は96.1%です。各労務団体に加盟している事業者数と報告書の調査報告事業者数に差異があります。

以下、概要について説明します。まず1ページ目をご覧ください。

これは船員需給総合調査により集計した船舶所有者の数、及びその船舶所有者が所有する船舶数の推移を各労務団体等別に示したものです。ご覧のとおり、平成22年10月1日現在として報告のあった船舶所有者数は249事業者、船舶数は849隻です。前年に比べて船舶所有者数については8事業者数減、率にして3%の減少、船舶数については19隻減、約2%の減少となっています。

次に、2ページをご覧いただきたいと思えます。これは船員数の推移を示したものです。

まず、2ページ上段についてですが、これは労務団体等に加盟する船員数の推移について業種別に示したものです。

各部門の労務団体別については同ページの（注）に書いてあるとおりですが、ご覧のとおり各労務団体等の船員数は1万3,235人で、前年から641人、約5%の減となっています。海運業においては652人、率にして約8%の減少、漁業では11人の微増となっています。平成21年時は、20年秋に米国を発端に始まった世界同時不況等のため、全体で15%の減少割合でしたが、平成22年度は、前年調査に比べ、減少割合が少なくなっていることから、世界同時不況等の影響も小さくなってきたものと考えられ、一定程度、船員の雇用が維持されたものと見ております。

なお、漁業の11人の微増でございますが、実は21年度は漁業全体の回収率が93%で95社、22年度は97%で98社、回答した船舶所有者が3社増えておりますので、その関係で増加したものと考えております。

次に同ページの下段をご覧くださいと思います。

これは我が国全体の船員数の推移を示したものです。ご覧のとおり、毎年減少しており、平成22年では7万8,454人となっています。前年に比べると1,683人、約2%の減少となっております。

次に、船員の採用状況と退職状況についてですが、採用者数とその採用者が船員の経験者か未経験者かの別を3ページに、採用者の採用経路、職歴等については各部門の合計を4ページに、各部門別を5ページから10ページに示しました。また、退職者数を11ページと12ページに示しています。

まず、3ページの採用者数について、調査期間中の平成21年10月1日から平成22年9月30日までに各労務団体等に加盟する船舶所有者に採用された者は1,288人であり、前年に比べ156人、約11%減少しました。

部門別では、外航が47人、内航が132人、旅客船が60人の採用者数の減少となっておりますが、漁業全体では83人の増加となっております。

先ほども申しましたが、漁業全体の増加については、遠洋まぐろの採用者数が増加したことによるものですが、遠洋まぐろの調査票の回収率は、平成21年度は93%、平成22年度は98%となっており、実際のところ報告事業者数が前年に比べ4社増加していることが原因であると認識しておるところでございます。

4ページの新規学卒者の採用者数を見ると、合計で299人であり、採用者全体に占める割合は約23%と、昨年の26%に比べて3ポイント減少しました。

卒業してから就職時期に間のある「その他」と合わせると、船員未経験者にあつては、平成16～21年までの採用者数はおおむね増加傾向にありましたが、平成22年については前年比73%となっております。中でも、7ページをご覧くださいと思いますが、旅客船の船員未経験者については、平成21年が114人、平成22年が62人とほぼ半減となっております。これは、旅客船事業を取り巻く厳しい環境が背景にあるものと考えております。

なお、1ページ目に戻っていただきますと、船舶数でございますが、21年度は94隻あったものが、22年度は83隻ということで、船舶そのものが11隻減少という傾向に

ありますので、そういう関係で採用者数が減っているのではないかと考えているところです。

次に、退職状況についてでございますが、11ページと12ページをご覧いただきたいと思っております。12ページの退職者数の合計は、11ページと12ページを合わせた合計となっておりますが、全体で1,390人、昨年に比べて423人、約23%減少しました。退職理由で最も多いのは「自己都合・その他」によるもので、全体で1,101人、退職者全体の約79%を占めています。

最後に船員の年齢構成についてでございます。部門別は13ページから14ページ、過去3年分を比較したものは15ページをご覧いただきたいと思っております。従来は45歳を区切りとしてご説明してきたところでございますが、今回は、高齢化の進捗状況をより明確にするために50歳区切りの資料を作成しました。従来の45歳を区切りとした年齢構成については、参考資料として末尾に添付させていただいております。

15ページは、50歳を境に過去3年分を比較したものです。部門別に見ると、50歳以上が占める割合は、外航では前年比2ポイント低下、内航及び旅客船は1ポイント低下、漁業は前年より微増となっております。

海運業と漁業を合わせた合計では、50歳以上が占める割合は、前年より1ポイント低下しており、全体に占める若年者の割合が若干増加していることを示しております。

特に海運業については、50歳以上の船員が占める割合が減少しており、団塊世代の退職に伴い世代交代が進行していることが見てとれるところでございます。

なお、参考資料の45歳区切りの年齢構成についても、同様な傾向が見られるところでございます。

以上が、平成22年度船員需給総合調査の概要です。

海運業は、20年秋の世界同時不況以降、依然として厳しい環境となっていることから、採用が控えられたと見ていますが、前年からの退職者数の減少度合いに比べ、採用者数の減少度合いが少ない状況となっております。関係者のさまざまな取り組み、努力により船員の確保が図られてきたものと思っております。

さらに、外航海運及び内航海運において船員の若返りが進んでいることから、安定的な海上輸送の確保のため、着実に後継者の確保・育成を図っていることがうかがえるのではないかと考えております。

船舶の安全運航に欠かせない優秀な船員の確保、船員の高齢化の解消へ向け、国交省と

しても、関係者の意見等を聞きながら引き続き所要の措置を講じていく所存です。

なお、今回の調査結果の詳細については、調査報告書として取りまとめ、本概要とあわせて国交省ホームページに公表するほか、報告書を関係者に送付する予定でございます。

以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

審議事項2. 船員派遣事業の許可について

それでは、審議事項2の船員派遣事業の許可についてでありますけれども、これは先ほど申しましたように企業の個別情報も多数含まれており、公開すると当社等の利益を害するおそれがあるということで、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定によりまして審議を非公開で行いたいと考えております。したがって、関係者以外の方々のご退席をお願いしたいと思います。

(関係者以外退席)

閉 会

【落合部会長】 どうもありがとうございました。

そうしますと、本日予定された議事はすべて終了ということですが、事務局のほうから次回の日程等を含めてお願いいたします。

【林企画調整官】 次回の部会の日程でございますが、10月28日金曜日の14時からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 これで本日の船員部会を閉会としたいと思います。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —